



【発信日】令和5年4月5日

【問合わせ先】

大野市役所（1階 4番窓口）

市民生活・統計課 加藤・嶋田

電話 0779-64-4831 内線 1209

悪質商法などの消費者トラブルを未然に防ぐ役割を担います

～大野市消費者相談アドバイザー及び大野市消費生活モニター委嘱状交付式開催～

複雑、多様化した消費生活上の諸問題に対し、消費生活相談員が法律など専門的な助言及び指導を受けることができるよう、また、市民が悪質商法など消費者トラブルに対し消費生活相談員に情報提供したり、地域の情報を市に伝えたりして消費者被害を防止するため、市では大野市消費者相談アドバイザー及び大野市消費生活モニターを設置しています。

このたび、大野市消費者相談アドバイザー及び大野市消費生活モニターの委嘱状交付式を下記の日程で行います。

つきましては、当日の取材をよろしくお願ひします。

記

- 日時 令和5年4月11日（火） 午後6時30分～
※委嘱状交付式終了後～ 学習会（取材可）
- 場所 多田記念大野有終会館（結とびあ） 302号室
- 被委嘱者 大野市消費者相談アドバイザー 1名（委嘱期間1年）
大野市消費生活モニター 10名（委嘱期間2年）
- 職務 大野市消費者相談アドバイザー：消費生活問題に対する法律等のアドバイス
大野市消費生活モニター：消費者行政についての意見、要望
消費生活に関する情報の提供 ほか